



# まずは、「休み方改革」に取り組んでみませんか？

新しい休み方を実践するために『年次有給休暇』を上手に活用しよう！

## 年5日の年次有給休暇取得が義務化されています

年次有給休暇が年10日以上ある労働者について  
そのうち5日は必ず取得させなければなりません。  
[2019年4月以降に年10日以上発生する年次有給休暇に適用]

▶ 以下を組み合わせて取り組みましょう。

- ① 労働者自身に年次有給休暇の取得日を指定させる。
- ② 労使協定を締結し「年次有給休暇の計画的付与」を行う。  
⇒ 一斉付与方式、グループ別付与方式などいくつかのパターンがあります。
- ③ 労働者の希望を聞いた上で、使用者が取得日を指定して休ませる。  
(今回新たに加わった方法)



取得日や残日数を把握できる  
よう年次有給休暇管理簿を  
作る必要があります。



年に10日以上  
の年次有給休暇  
が発生する労働者であれば  
パート・アルバイト等も対象です。

## 特別有給休暇の種類

目的に合わせた「企業独自の休暇」を設定できる特別休暇制度には、以下のように様々な種類があります。

### 心身をリフレッシュしてほしい！

- ① **リフレッシュ休暇**  
長く勤めてくれた従業員に、これまでの感謝の想いと、さらなる活躍を期待して付与する休暇。
- ② **病気休暇**  
風邪や季節性インフルエンザなどの療養を目的に付与する休暇。
- ③ **からだメンテナンス休暇**  
従業員の健康維持を目的に、心と体を「メンテナンス」するために付与する休暇。

### 家族やライフイベントを大切に！

- ① **アニバーサリー休暇**  
家族と一緒に記念日(誕生日や結婚記念日)を過ごすために付与する休暇。記念日が近づいたら会社から本人や上司にメッセージを送り、積極的な休暇取得を促すケースも。
- ② **慶弔休暇**  
本人や家族に慶事・弔事があった際に付与する休暇。従業員が人生の重大事にしっかり向き合えるように、多くの企業で導入されている。

### 新たなチャレンジを！

- ① **自己啓発休暇**  
自己啓発や学びなおしの期間として数週間から数か月程度の長期休暇を付与する休暇。
- ② **ボランティア休暇**  
地域のボランティアや震災復興支援等の社会貢献活動のために付与する休暇。従業員が新たな見地と人とのつながりを持ち、よりよい社会の実現に取り組むことを支援する。

※特別休暇は法定外休暇で、年次有給休暇にカウントすることはできない点に注意してください。



**36協定**

「法定労働時間」は原則1日8時間・1週40時間(※)であり、これを超えて働かせる場合には「時間外労働に関する協定届」(36協定)を所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。  
(※)特例対象事業場は、1日8時間・1週44時間。

**休日労働時間**

「月100時間未満」「複数月平均80時間」の計算には、休日労働が含まれます。

お問い合わせ先 (一社)高知県労働者福祉協議会 TEL:088-824-3583 E-mail:kochirf@shirt.ocn.ne.jp

くわしく知りたい 高知県働き方改革推進支援センター TEL:0120-899-869 E-mail:kochi@task-work.com